

沼田商工会議所会報「商工ぬまた」折込チラシ 申込書

申込み日 令和 年 月 日

事業所名	印	T E L	
所在地		F A X	
代表者名		担当者名	

裏面の「商工ぬまた」チラシ折り込みサービス運用要綱を確認の上、お申込み下さい。

「商工ぬまた」チラシ折り込みサービス運用要綱を確認し、了承しました。 印

<p>《留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご希望の英数字に○印をして下さい。 ・お申込の際にチラシを1部添付下さい。 <p>(チラシの内容によってはお断りする場合がございます。)</p> <p>承諾については、後日追ってご連絡いたします。</p> <p>◇申込期限・・・前月15日 ◇納品期限・・・前日25日</p>

1. 会員事業者	2. 会員以外の公共団体
----------	--------------

サイズ	配付希望部数	
①A4 1枚 10円	A. 各関係機関 (約35部) および会員事業所 (約1100部) ※予備含め約1200部納品	B. 会員事業所 (約1100部) ※予備含め約1150部納品
②A3 1枚 20円		
③その他 上記以外で会頭に承認されたもの		

配付月	月
-----	---

専務理事	事務局長	相談所長	合議	係	折込料徴収日
					請求 年 月 日 徴収 年 月 日
					㊟

「商工ぬまた」チラシ折り込みサービス運用要綱

- 1 本サービスは、沼田商工会議所（以下、「当所」という）の会員企業の販路拡大及び発展に資す事を目的とする。利用は、当所会員企業及び行政又は公的団体のみとする。
- 2 本サービスは、当所が発行する「商工ぬまた」を会員宛てに届ける際に、会員企業の販売促進のための書類等を折り込みためのものであり、折り込み書類等の内容及び利用に対して信用を供与するものではない。また、本サービスの利用者（以下、「利用者」という。）は下記事項を遵守しなければならない。
 - 1) 公序良俗に反しないこと。
 - 2) 関係法規に違反しないこと。
 - 3) 政治性、宗教性がないこと。
 - 4) 虚偽や、または誤解される恐れがないこと。
 - 5) 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - 6) その他、当該サービス運用上不利益と認められないこと。
- 3 折り込み物の内容については、当所が定める広告掲載基準にそぐわない場合やその他の理由により不適当と認められる場合、本サービスを利用することはできない。
- 4 チラシおよび広告の内容に関する責任は、すべて利用者に帰属する。
- 5 本サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意を持って対応すること。また本サービスにより生じた取引上のトラブル等については、当所は一切の責任を負わない。
- 6 料金については、別途定める料金体系に基づき、「商工ぬまた」に折り込みチラシを会員宛て届けた後、請求書を郵送し、期限内に納入すること。
- 7 「商工ぬまた」に折り込む書類は、A4サイズ並びにA3サイズのチラシとし、A3サイズは当該書類をA4サイズに折った状態で納品すること。ただし、会頭が認めたものはこの限りではない。
- 8 チラシの納品期限は発行日（毎月1日予定）の前月25日まで、会員数の必要部数を用意して当所へ行うこと。
- 9 利用者は、本要綱に同意の上、別紙利用申込書に必要事項を記入・押印し、前月の15日までに、折り込みチラシのサンプルと共に当所へ提出することとする。
- 10 本規定に記載のない事項で必要な事項については、会頭が別に定める。

「商工ぬまた」折込チラシサービス料金表

区 別	A 4	A 3	
会 員	1 0 円	2 0 円	税抜き

付 則

- 1 本要綱は、令和2年6月25日から実施する。

【お問合せ先】 沼田商工会議所
沼田市下之町888テラス沼田7階
電話 0278-23-1137

(広報委員会：担当者)